

社会福祉法人草津市社会福祉協議会役員等の報酬および費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人草津市社会福祉協議会定款第10条および第25条に規定する役員および評議員の報酬および費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事たる会長に月額報酬として別表に掲げる額を支給する。

2 理事たる会長を除く役員等がその職務のために会議等に出席したときは、日額報酬として別表に掲げる額を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 月額報酬を受ける理事たる会長に対する支給方法は、社会福祉法人草津市社会福祉協議会の職員の例により支給する。

2 前項に規定する者で、任期満了、辞任または死亡等により辞職したときは日割計算により、その月分を支給する。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費の支給方法)

第4条 職務のために市外に出張した場合、費用弁償として支給する旅費は、社会福祉法人草津市社会福祉協議会の職員の例により、支給する。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 額
理 事 た る 会 長	月額 60,000円
理 事 ・ 監 事	1回につき 3,000円
評 議 員	1回につき 3,000円

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日評議員会決議）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。